

都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと寄附金)の控除額の計算方法

① 都道府県・市区町村に対する寄附金(※)から2,000円を引きます。

- (※) 1.複数の都道府県・市区町村に対し寄附を行った場合は、その寄附金の合計額
2.総所得金額等(サラリーマンの場合、給与収入から給与所得控除額を控除した金額、年金受給者の場合、年金収入から公的年金等控除額を控除した金額)の30%が限度

② ①で求めた額に10%を乗じます。

・・・[住民税の基本控除]

③ 所得税の税額軽減額(理論値)を求めます。

[サラリーマン(配偶者を扶養)の場合の所得税の控除率]

年収 概ね460万円まで・・・	5%
概ね650万円まで・・・	10%
概ね1,090万円まで・・・	20%
概ね1,310万円まで・・・	23%
概ね2,270万円まで・・・	33%
概ね2,270万円超・・・	40%

④ 90%から③の計算の際に用いた所得税の控除率を引きます。

⑤ ①で求めた額に④で求めた率を乗じます。

・・・[住民税の特例控除]

※ ⑤の額は住民税所得割の1割が限度

住民税の控除額 = ② + ⑤

給与収入700万円(配偶者を扶養)のケースの計算例

[・所得税の限界税率20% ・住民税所得割額 371,500円]

